

電気通信サービスに係る総務省、公正取引委員会 及び消費者庁の連携について

令和元年 10 月 1 日

総 務 省

公正取引委員会

消 費 者 庁

総務省、公正取引委員会及び消費者庁では、電気通信サービスにおける諸課題への対処についての連携を強化するため、定期的な情報交換会を立ち上げ、次のような取組を実施してきました。令和元年 10 月 1 日より電気通信事業法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、引き続き連携をして取り組んでいくこととします。

1 これまでの取組

総務省、公正取引委員会及び消費者庁におけるこれまでの連携は次のとおり。

- ・ 電気通信サービスに係る情報交換会における定期的な情報交換
- ・ 総務省の有識者会議（モバイル市場の競争環境に関する研究会及び消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループ）への公正取引委員会及び消費者庁のオブザーバ参加
- ・ 消費者庁による携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化に関する報道発表（平成 30 年 11 月及び令和元年 6 月）及びこれらの報道発表についての総務省の研究会での報告
- ・ 公正取引委員会による携帯電話市場に関する調査の実施（携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成 28 年度調査・平成 30 年度調査））及びその結果の総務省の有識者会議での紹介

問い合わせ先 総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

電話 03-5253-5845（直通）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

電話 03-5253-5488（直通）

ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

電話 03-3581-5483（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

消費者庁消費者政策課

電話 03-3507-9185（直通）

消費者庁表示対策課

電話 03-3507-9233（直通）

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

- ・ 総務省及び公正取引委員会による中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の実施（令和元年 10 月 1 日公表）
- ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行に向けた関係事業者への説明会における消費者庁の説明

2 今後の方向性

令和元年 10 月 1 日の改正法の施行を受け、引き続き電気通信サービスに係る適切な競争環境の整備や利用者利益の保護を図るため、総務省、公正取引委員会及び消費者庁は連携して取り組み、必要に応じて法令に基づく対応を迅速かつ適切に行ってまいります。

【参考：電気通信サービスに係る情報交換会の実施について（平成 30 年 8 月 8 日）】

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/aug/180808.html>